

はじめに

本県の農業水利施設は、ダムや頭首工から末端水路に至るまで整備され、食料の安定供給や地域農業の発展に寄与するとともに、洪水防止、景観形成、生態系保全など多面的機能を発揮する重要な社会資本です。

一方、施設の老朽化や農業者の減少・高齢化、混住化の進行により、地域の維持管理体制は弱体化しています。これを受け、県では平成23年に「農業水利施設保全管理指針」を策定し、計画的な保全管理と管理体制の強化を進めてきました。

しかしその後、担い手のさらなる減少、気候変動の深刻化、米需要の変動、資材価格の高騰など、農業を取り巻く環境は大きく変化し、農業水利施設を安定的に保全する重要性は一層高まっています。国においても、食料・農業・農村基本法や土地改良法の改正により、「整備と保全の両立」への政策転換が明確化されました。

こうした動向を踏まえ、県では令和7年度に検討会を設置し、施設の集約・再編、先端技術の活用、再生可能エネルギーの導入などを盛り込んだ「望ましい保全管理の姿」を整理しました。

これらを反映し、今回指針を改定し、保全コストの最小化・平準化を図りながら、持続可能な農業水利体制の構築を目指します。今後は、土地改良区や関係機関が連携し、計画的かつ適切な保全管理を推進してまいります。

令和8年4月